
第4回会合「論点(案)」 議論を踏まえた整理

平成14年11月6日
事務局

目次

1 . 現状認識と研究会の進め方 2

2 . 政策目標と競争評価の関係 3

3 . 本競争評価の手法と独占禁止法下の手法との関係 5

4 . 市場画定の着眼点 6

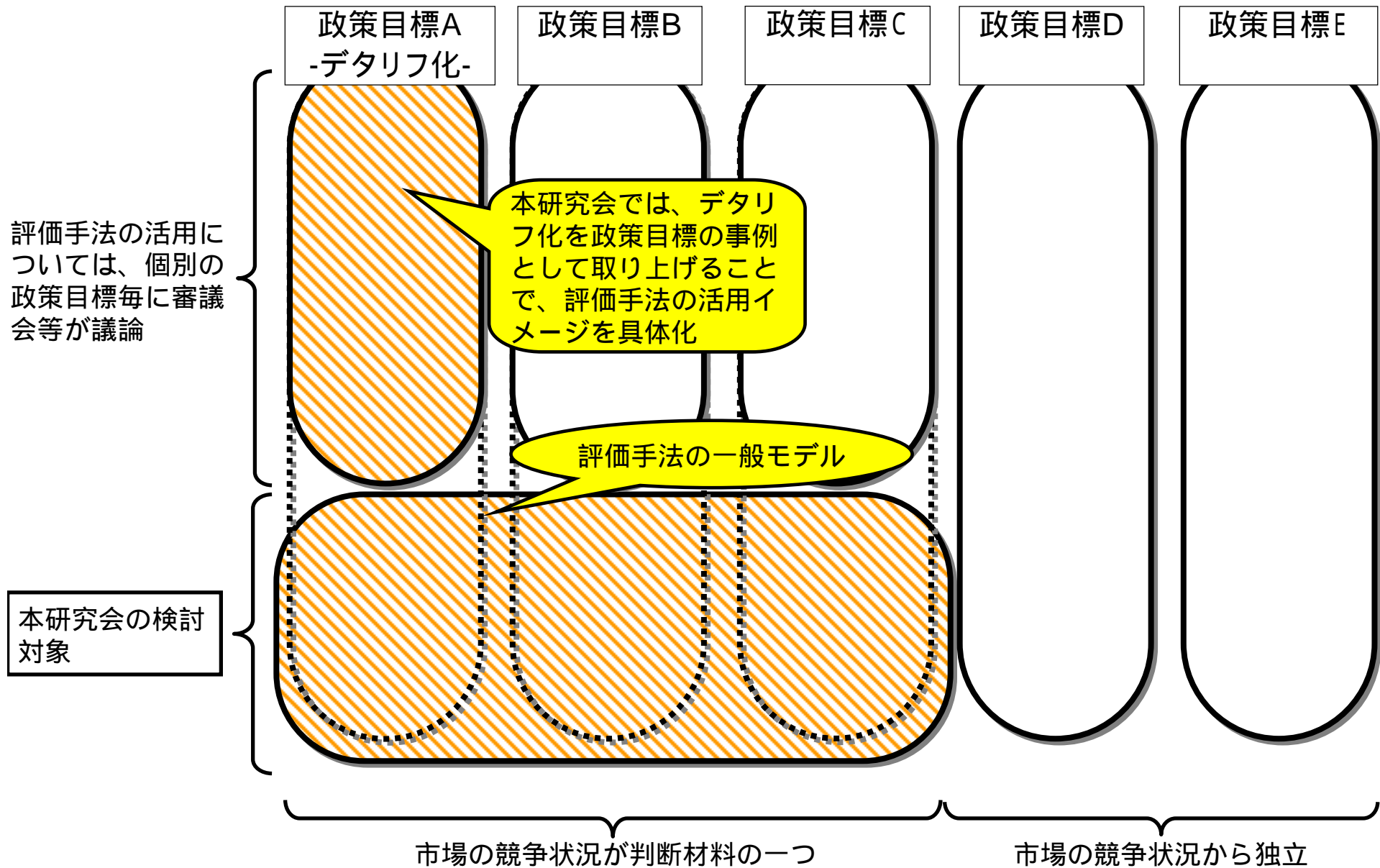
5 . 評価の着眼点（英国等の代表的な指標例） 7

6 . 判断の基準に関する着眼点 8

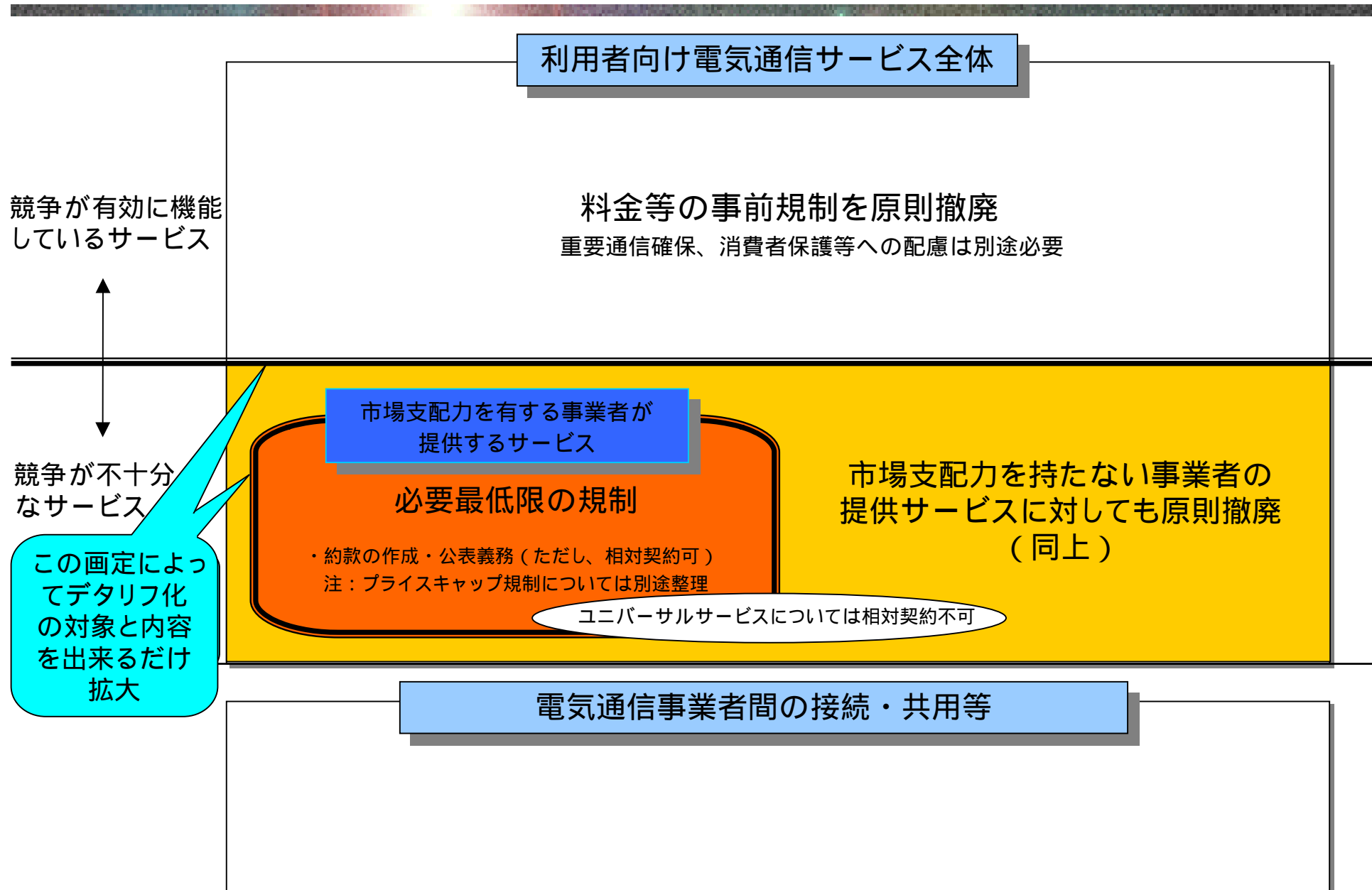
1. 現状認識と研究会の進め方

- 1 近年、相互接続等の諸規制の整備が進んできている。また、IP化やブロードバンド化に代表される技術革新は、ネットワーク構築の柔軟性を高め、様々なネットワークやサービスを組み合わせた事業展開を容易にしている。このような状況下、競争が十分進展している市場では、規制水準の全般的な引下げが低廉かつ多様な利用者向けサービスの提供を促し、また、競争が十分でない市場でも、市場支配的でない事業者に関しては同様である可能性が大きい。
- 2 新規事業者の参入や新たなビジネスモデルの登場は、利用者向けサービスに対する事前規制の廃止・緩和によって一段と進むと期待される。しかし、利用者向けサービスが提供される競争環境は、全てのサービス、提供地域で一律というわけではない。このため、競争の一律の浸透を待つのではなく、競争の進展の状況に応じて競争が浸透しているサービスから事前規制の廃止・緩和を進めていく政策展開が望ましい。
- 3 研究会では、需要の代替性、地理的市場の画定などの検討を実例のデータ等を踏まえて進め、様々な政策目標に共通する評価手法を一般的なモデルとして研究する。独禁法下の分析手法や、英国の「有効競争レビュー」とEUの「市場分析」の事例を参考にしながら、電気通信事業分野の競争状況を評価する評価指標と分析手法等の具体化を目指す。データリフ化については、政策目標の一つの事例として取り上げることとし、評価手法の活用イメージとする。

2. 政策目標と競争評価の関係



(参考) デタリフ化と競争評価(イメージ)



3. 本競争評価の手法と独占禁止法下の手法との関係

1 電気通信事業法は、適正かつ合理的な事業運営と公正競争の促進によって、電気通信の発達と国民利便の確保を図ることを目的としている。したがって、競争の進展状況を的確に評価して政策の立案・企画・運営にフィードバックする際に、その方法を出来るだけ客観化、透明化することが望ましい。

2 競争の進展状況を踏まえた政策展開のためには、まずサブマーケットを画定してその競争状況を評価する手法がなければならない。一方で、独占禁止法には、企業結合の可否を決定するために競争状況を分析する手法が存在している。

このため、双方の手法ができるだけ統合的なものとなるよう、本競争評価の手法の検討に当たっては、独禁法下の手法について十分に考慮し、参考にしていく。

4 . 市場画定の着眼点

1 分析対象

サービスをおある程度大きく捉えて分析し、必要に応じて細分化可能性を検証していく方法が現実的ではないか。

2 代替性

利用者の視点からサービスの効用・機能に着目した需要の代替性が基本ではないか。供給の代替性も考慮を要するのではないか。（いずれにせよ、独禁法や英国の「有効競争レビュー」の具体的なケースについてケーススタディを進める。）

3 利用者属性

マスメューザとビジネスユーザーの情報収集力・交渉力の違い等について留意を要するが、利用者の属性によって市場を分けなくても、需要の代替性に基づけば足りるのではないか。

4 地理的市場

地理的要因は競争の状況を左右するが、地域別に競争状況を把握するためのデータの収集、公表に課題があることを含めて、現実にはどのような対処が可能か。

（留意点）

- 電波の有限性から起因するスポットエリアにおける実質的な参入障壁の存在やBLEC（Building Local Exchange Carrier）の存在は、地理的市場の画定の問題として取り上げればよいのか。

5 . 評価の着眼点（英国等の代表的な指標例）

1 市場の構造や供給者の行動

- (a) 加入者数及び売上高のシェア並びにその推移
- (b) 参入障壁の大きさ、参入事業者数、新規参入・撤退の動向及びその要因
- (c) 当該事業者及び関連事業者が他市場で有する市場支配力の影響
 - （留意点）
 - 例えば、あるサービス領域の競争状況に対して大きく影響する他のサービス領域又は他の事業分野の競争状況の評価はどう取扱うか。
 - 例えば、課金、認証等において市場支配力を有する通信事業者、ソフトウェア製造業者等の存在を競争評価ではどう取扱うか。
 - 例えば、ある市場（他の公益事業分野を含む）で市場支配力を有する事業者が直接又は子会社形態でその他の市場に参入する場合を競争評価ではどう取扱うか。
- (d) 前項のうち設備保有のサービス市場への影響
 - （留意点）
 - 例えば、ボトルネック設備のサービス市場への影響をどう取扱うか。
 - 例えば、地方自治体が提供するインフラ、電力会社が有する光ファイバ等の存在を競争評価ではどう取扱うか。
- (e) 価格水準の変化、国際比較
- (f) サービスの多様化

2 利用者の利益や行動

- (a) 利用者のサービスへの満足度（アンケート調査）
- (b) 利用者が十分な情報を得ているか（アンケート調査）
- (c) サービス変更に際しての障壁

6 . 判断の基準に関する着眼点

1 総合判断の基準

各種指標について、各指標の軽重をどう判断して総合判断を下していくのか。

2 判断過程の透明化

総合判断へと至る過程を我が国の独占禁止法や英国の「有効競争レビュー」は、どう透明化しているか。

3 時間軸の取扱い

競争の状況は、現実には競争が起きていることをもって競争的とし、競争に向かう、あるいはその逆の可能性については変化の方向として判断基準の一つとして捉える考え方は妥当か。

- 例えば、新サービスの創始期には、シェアは高いが競争が働いていないわけではない事例が生じる可能性がある。この場合、競争が働かない構造的事由のある事例とどのように区別すればよいか。